

2013 年度の各種保険料額・保険料率が決まりました

◆国民年金の保険料額

2月5日に発出された告示（平成25年厚労告第18号）により、平成25年度の保険料額は、前年度より60円引き上げられ、15,040円になります。

これは、15,820円（国年法87条の3に定められた、平成25年度の法定の保険料額）に0.951（平成25年度の保険料改定率）を掛けて算出された額です。

なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。

（1）1年間の保険料を前納

- ・176,700円（3,780円の割引き）…口座振替
- ・177,280円（3,200円の割引き）…現金納付またはクレジットカード納付

（2）6カ月間の保険料を前納

- ・89,210円（1,030円の割引き）…口座振替
- ・89,510円（730円の割引き）…現金納付またはクレジットカード納付

（3）1カ月間の保険料を早期納付（その月の保険料をその月末に納付）

- ・14,990円（50円の割引き）…口座振替

なお、1カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月納付する場合には割引の適用はありません。

◆協会けんぽの都道府県単位保険料率

2月6日に告示（平成25年厚労告第19号・第20号）が発出され、平成25年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率については、据置きとされることとなりました。

◆雇用保険料率

昨年12月19日に告示（平成24年厚労告第588号）が発出され、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となりました。

◆厚生年金保険の保険料率

今年8月分（9月納付分）までの保険料率は、一般16.766%、船員・坑内員17.192%となっていますが、9月分（10月納付分）からは、一般17.12%、船員・坑内員17.44%となります。